

平成 20 年 5 月 12 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公 雄

公益通報（第 19-01-130 号）に関する関係局の対応について

標題について、平成 20 年 2 月 20 日付けで、本委員会が実施した勧告に対して、関係所属が取られた下記の内容が確認できたので、本件公益通報については、意見を付したうえで処理を一旦終了します。

記

1 確認内容

- (1) 環境局としては、当該土地については、従前から当該連合町会が地域のコミュニティ活動及び福祉活動を行うことを目的に使用しており、その使用に関しては適正であると認識していること。
- (2) しかしながら、使用に関して必要な手続きを取っていなかったため、次のとおり、行政手続きを行ったこと。
ア 使用の主体組織より、平成 20 年 3 月 27 日付け行政財産使用許可申請書を受理
イ 平野区役所より、平成 20 年 3 月 28 日付け使用許可に関する副申書を受理
ウ 上記ア及びイを審査し、平成 20 年 4 月 1 日付け「大阪市行政財産使用許可証（大阪市指令環境企第 1 号）」（以下「許可証」という。）を交付
（使用許可の期間：平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）
- (3) 当該土地の日常的な管理状況の把握については、上記副申書に基づき、平野区役所と連携して行うこと。

2 意見

- (1) 上記ウの許可証の記載事項を尊重し、逸脱した使用がなされることのないよう、日常的な管理状況の把握により一層努められたい。
- (2) 許可事項に変更が生じた場合は定められた手続きを行うなど、法令を遵守されたい。

(参考) 勧告の概要

- ① 当該土地の現状を是とするのであれば、必要な行政手続きを行うこと。是としない場合には、速やかに適正な管理を行うこと。
- ② 各局が所管する土地の現況等について、日常的に知り得る立場にある区役所職員等から所管局に対して、その現況を報告するシステムを整備することと、不適正事実が確認できる場合には連携して対応されたい。